

電離放射線健康診断結果報告書様式の改正について

電離放射線障害防止規則の一部改正が令和3年4月1日から施行され、電離放射線健康診断結果報告書が新様式に改正されています。

つきましては、電離放射線健康診断結果報告書の提出に関する下記事項についてご了知いただきますようお願いいたします。

様式第2号(第58条関係)(表面)

様式第2号(第58条関係)(表面)

電離放射線健康診断結果報告書

検査機関番号: 0123456789

検査日: 年 月 日 (月～月分) (欄外 欄目) 検査年月日: 年 月 日

事業の種類: 事業場の名称: 事業場の所在地: 電報: ()

健康診断実施機関の名称及び所在地: 在籍労働者数: 人

従事労働者数: 検査の範囲: 検査の回数: 検査の時期: 検査の回数: 検査の時期: 検査の回数: 検査の時期:

検査結果の記載欄 (5項目 × 性別 × 年齢区分)

検査者: 氏名: 所属機関の名称及び所在地: 年月日: 事業場主任氏名: 労働者: 新設 (印) 交付印

1. 新様式のダウンロード

電離放射線健康診断結果報告書の新様式(様式第2号)は、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。

2. 令和3年4月1日以降は新様式で提出

令和3年4月1日(木)以降に電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出する場合は、電離放射線健康診断実施日が令和3年3月31日以前であっても、**新様式を使用**していただく必要があります。

※ 裏面の変更はありません。

受診労働者数	区分	実効線量による区分			眼の水晶体の等価線量による区分			皮膚の等価線量による区分				
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
1	検出限界未満の者	人	人	人	検出限界未満の者	人	人	人	検出限界未満の者	人	人	人
2	5ミリシーベルト以下の者(1を除く)	人	人	人	20ミリシーベルト以下の者(1を除く)	人	人	人	150ミリシーベルト以下の者(1を除く)	人	人	人
3	5ミリシーベルトを超え20ミリシーベルト以下の者	人	人	人	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	人	人	人	150ミリシーベルトを超え500ミリシーベルト以下の者	人	人	人
4	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	人	人	人	50ミリシーベルトを超える者	人	人	人	500ミリシーベルトを超える者	人	人	人
5	50ミリシーベルトを超える者	人	人	人								

「検出限界未満の者」とは、外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量の測定値が使用した放射線測定器の検出限界未満であった者をいうものであり、当該検出限界は放射線測定器の種類や測定条件によって異なるものであること。